

## 仕様書

### 1 業務名

太平百合が原まちづくりセンター・地区会館・児童会館庁舎機械警備業務

### 2 対象施設及び所在地

#### (1) 対象施設

太平百合が原まちづくりセンター、地区会館及び児童会館(警備対象面積:645.55平方メートル)

なお、対象施設は現在改修工事を実施中である(令和8年2月末竣工予定)。

#### (2) 所在地

札幌市北区太平8条7丁目2番1号

#### (3) 庁舎内の職員数

9名

#### (4) 1日当たりの平均来庁者数

約70名

### 3 履行期間

令和8年(2026年)3月23日から令和12年(2030年)10月1日8時45分まで

### 4 業務の内容

(1)改修工事終了後における、太平百合が原まちづくりセンター・地区会館・児童会館庁舎内 の一般電話回線システムによる機械警備

(2)その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者とが協議のうえ決定した事 項

### 5 警備時間

原則、午後7時00分から翌日午前8時45分までとする。

ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1 月3日まで)は、午前8時45分から翌日午前8時45分までとする。

なお、上記警備開始時刻に委託者が対象施設を使用している場合は、当該使用終了時 (最終退庁者による警報機器の設定時)からとする。

### 6 警報機器の設置・修繕・撤去

(1)受託者は、当該警備対象施設を限なく警備するために必要な機器を必要数用意のうえ、 適する場所へ設置すること。また、カードキーで機械警備の開始、解除の操作を行う機能 を有する機器についても設置し、設置図面を委託者に提出すること。なお、設置にあたつ ては別紙の前回契約時機器配置図を参考にすること。

(2)警備対象施設及び基地局に設置する機器の間に使用する電話回線は、警備対象施設 の既存の電話回線を使用することとし、電話回線使用料は、委託者の負担とする。また、 当該電話回線の断線時にも警備を遂行するために必要な機能を付加すること。なお、警 備対象施設の既存の電話回線を使用しない場合の通信費用等については、受託者の負 担とする。

- (3)設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。
- (4)受託者は、機器の設置・修繕又は撤去等に係る工事により対象施設に損害を与えた場合は、速やかに原状に復すこと。

## 7 機械警備中の対応

- (1)受託者は、警備時間中、管制担当者を定め、機器表示盤等により対象施設の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保すること。
- (2)受託者は、上記(1)により対象施設の異常を感じたときは、遅滞なく緊急要員を当該施設に急行させ、施設の内部及び外部を点検し、異常の有無を確認すること。また、火災を感じた場合は、施設への急行と並行して、消防期間へ即時通報すること。
- (3)受託者は、上記(2)の確認を終えたあと、必要に応じて次の措置を行うこと。
  - ア 対象施設内の安全を確保するための措置
  - イ 委託者への報告
  - ウ 警察、消防署等への連絡
- (4)受託者は、業務の遂行にあたって委託者と連絡を密にし、事件、事故等の異常が発生した場合は、必ず委託者に報告し、指示を受けること。また、上記(3)の措置を行った場合は、速やかにその報告書を委託者に提出すること。

## 8 警報機器の保守管理等

- (1)受託者は、上記6に定める警報機器等について、毎日作動の確認を行うとともに、正常な機能を維持するため、毎月1回以上の保守点検を行うこと。また、その結果を報告書に記載し、委託者へ提出すること。
- (2)受託者は、警報機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに、当該機器の修理を速やかに行うこと。

## 9 費用の負担

- (1)受託者は、上記6の警報機器等の設置に要する一切の費用負担をすること。
- (2)受託者は、対象施設に設置した警報機器の工事配線について、履行期間における本業務の遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修すること。
- (3)委託者は、前記9(1)及び(2)にかかるわらず、契約期間中、自らの責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。
- (4)警備機器等の設置、修繕、撤去等に係る工事に伴い、対象施設に損害を与えた場合は、受託者の負担により原状に復さなければならない。
- (5)受託者は、履行期間終了後、又は中途解約時において、上記6に定める警報機器・部品の撤去に係る一切の費用を負担すること。
- (6)機械警備の開始、解除の操作に必要なカードキーは、委託者が必要とする数量(9枚を想定)を受託者の負担において用意し、委託者に貸与すること。なお、貸与したカードキーが使用不能となった場合は、適宜、使用可能なものと交換すること。

## 10 提出書類

受託者は、月次業務実施状況を下記のとおり報告書にまとめ、委託者へ翌月10日までに

提出すること。なお、報告書類は任意書式とする。

- (1)機械警備に関する業務実施状況(警報機器の作動時刻及び解除時刻、警報発令事由、発令時の対応等を記載したもの)
- (2)警報機器の保守点検結果

## 11 その他

- (1)対象施設は現在改修工事中であるため、警報機器の設置にあたっては委託者と十分に日程調整を行うこと。
- (2)受託者は、本業務を遂行するために委託者から預託された鍵を自らの責任のもとに厳重に管理するとともに、複製を行わないこと。また、履行期間終了後、預託された鍵は速やかに委託者に返却すること。
- (3)受託者は、本業務の履行において、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4)本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。